

《利用料の減免制度》

利用児童の保護者が玖珠町民で低所得世帯等の場合、利用料（給食・おやつ代を除く）の減免制度があります。

減免対象世帯に該当する場合は、玖珠町子育て健康支援課までお問合せください。

減免対象世帯	減免の上限額 (1日あたり)	必要書類
1. 生活保護世帯	3,000円	○利用料領収書の写し ○以下のいずれかの書類 ・保護決定通知 ・生活保護受給証明書
2. 町民税非課税世帯	2,400円	○利用料領収書の写し ○以下のいずれかの書類 ・父母の非課税証明書 ・父母の課税証明書（詳細）（控除等あり）
3. 町民税所得割合算額が77,101円未満の世帯	2,100円	○利用料領収書の写し ○父母の課税証明書（詳細）（控除等あり）
4. その他町長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円	○利用料領収書の写し

※非課税証明書、課税証明書等は、町の公簿等で確認できる場合は添付を省略できます。

※課税証明書（非課税証明書）については、利用日が4月から8月までの場合は前年度、9月から3月までの場合は、利用日の属する年度の証明書を提出してください。

※利用児童の保護者が利用日時点において、玖珠町の住民基本台帳に登録がない場合は減免の対象となりません。

※減免の申請は利用日の属する年度の3月末日まで申請可能です。